業務協定書

株式会社●●●（以下「甲」という）と、株式会社●●●（以下「乙」という）とは、次のとおり業務協定契約を締結する。

第１条（目的）

本契約は、甲乙相互が小規模持続化補助金（以下、本補助金）を利用した事業を円滑に実施するために、甲および乙が協力して事業推進することを目的とする。

第２条（業務の範囲）

本契約により提携する業務の範囲は、甲および乙が、共同または協力して行う本補助金事業の範囲とする。

２　本契約は、甲および乙が単独で遂行可能な新製品開発等を規制するものではないことを、甲乙双方は確認する。

第３条（業務の役割分担）

甲および乙は、本補助金で実施する事業の代表事業者を事前に

　　　と決定し、事業に取り組む。

また、経費の支払いは（代表事業者が一括）もしくは（甲、乙それぞれが役割に応じて）支払いを行うこととし、役割分担についても事前に決定する。

・甲の役割：

・乙の役割：

第４条（補助金によって取得した財産について）

甲、乙は本補助金によって取得した財産を、善良な意志を持って管理するものとする。

・甲が管理する財産：

・乙が管理する財産：

第５条（知的財産権）

本契約にもとづいて行う個々の業務の過程で発生する知的財産権については、原則として発明または考案した者の所属する企業に帰属するものとする。

２　発明または考案した者が、甲および乙双方に存在する場合は、両当事者の共同出願とする。

３　前二項の場合において、甲および乙が第三者に知的財産権の実施を許諾するときは、事前に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第６条（製造物責任）

甲および乙が、共同開発した製品の欠陥に起因して第三者の財産および身体に損害を及ぼし、または及ぼす可能性が生じた場合、相互にすみやかに連絡し、製品の回収、原因の検査、修理、交換その他により、適切に処理解決しなければならない。

２　甲および乙は、前項の損害につき紛争が発生した場合、その処理解決に協力するものとし、これら処理解決に要した費用の分担は甲乙協議して定める。

第７条（個人情報保護）

甲および乙は、相手方の個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。

２　甲および乙は、相手方の個人情報を委託先等に配布する際は、事前に相手方の承諾を得なければならない。

第８条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

①他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの

②他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの

③他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの

④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

２　前項の規定は、本契約終了後も10年間存続する。

第９条（譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約上の地位、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならない。

第10条（権利放棄）

甲および乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを、甲乙双方は確認する。

２　特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利をもつ契約当事者が、書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第11条（契約解除）

甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

①本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき

②銀行取引停止処分を受けたとき

③第三者から強制執行を受けたとき

④破産・民事再生、または会社更生等の申立があったとき

⑤信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

２　甲および乙は、契約解除等により相手方に対して与えた損害を賠償する義務を負う。

第12条（不可抗力）

本契約上の義務が、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

①自然災害

②戦争、内乱、暴動、革命および国家の分裂

③ストライキおよび労働争議

④火災および爆発

⑤伝染病

⑥政府機関による法改正

⑦その他前各号に準ずる非常事態

２　前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方にただちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

３　不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までの満１年間とする。

２　ただし、期間満了の３カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第15条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成●年●月●日

 　　　　　　　　甲（住　所）　●●●

 　　　　　　（名　称）　株式会社●●●

 　　　　　　　　 代表取締役　●●●　　　印

 　　　　　　　　乙（住　所）　●●●

 　　　　　　（名　称）　株式会社●●●

 　　　　　　　　 代表取締役　●●●　　　印